

# 念書及び誓約書

出 店(飲食)

提出用

石垣島マラソン事務局  
石垣市商工会青年部 殿

石垣島マラソン飲食ブースの「出店」に関する各項を順守いたします。

1. 営業時間等:令和8年1月18日(日) 1日間

(1) 営業時間 1月18日(日) 10:00~16:00 (搬入時間 ~7:30 まで)

(2) 片 づ け 1月18日(日) 16:30 ~ (搬出時間 16:30~)

2. 営 業 場 所:中央運動公園敷地内の区切られたスペース内で営業します。

3. そ の 他:

(1) テントは既製品の標準型(2間×4間)を使用し設営・撤去は指示どおり行う。

テント設営については令和8年1月17日(土)で行う。

(2) 後片付け及び周辺の清掃については責任を持って行う。

(3) 出店権利の転売ならびに店貸しは禁止する。

(4) 販売価格を見やすい場所に表示し、適正な価格で販売する。

(5) 交通規制を守り、品物の搬入・搬出は交通規制時間帯以外に行う。

(6) 営業許可を必要とする者は、保健所の臨時営業許可を受けること。

(7) 酒類販売を行う者は、税務署の期限付酒類小売業免許を届け出ること。

(8) 総合食品賠償共済等の保険に加入していること。

(9) 盗難等の事故が発生した場合は、実行委員会はその責任を負わない。

(10) 発電機の使用については、事務局と調整すること。

(11) 消火器を設置すること。(火器を取り扱う事業者)

(12) 原則としてプラスチック容器の使用は禁止とするが汁物容器等の場合は事前に連絡した上で使用可能。(その際、容器・生ごみは出展店舗前にゴミ箱を設置して、各自でお持ち帰りください)

(13) 指定された場所以外での販売は禁止する。

※上記以外で明確でないものが生じた場合は事務局の指示に従います。

令和 7 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 \_\_\_\_\_

出 店

出店番号 \_\_\_\_\_ 番

## 石垣島マラソン飲食ブース出店申込書

令和 7 年      月      日

石垣市商工会 殿

下記のとおり申し込みいたします。

事業所名

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

住      所

電話番号

メールアドレス

主な取扱品目

| 品物名 | 金額 |
|-----|----|
|     | ¥  |
|     | ¥  |
|     | ¥  |
|     | ¥  |
|     | ¥  |

※出店料金      1万円

営業許可  
番      号      八保      号

石垣市商工会青年部  
問い合わせ先 TEL 0980-82-2672  
申込書送付先 FAX 0980-83-4369

# 酒類販売についての誓約書

出 店

提出用

石垣島マラソン事務局  
石垣市商工会青年部 殿

石垣島マラソンの「出店」として、未成年者飲酒禁止法を遵守し、未成年者と思われるお客様には年齢確認等を実施し、未成年者には酒類を販売いたしません。

上記の事項を遵守履行し、万が一、故意もしくは過失による違反等が判明した場合には、石垣島マラソン出店業者としてすべての責任を負い、石垣島マラソン事務局及び石垣市商工会青年部には一切責任がないことに同意いたします。

## 【 飲酒年齢と身体への影響について 】

大正 11（1922）年 4 月 1 日に施行された未成年者飲酒禁止法に基づき、日本では飲酒は満 20 歳から、となりました。

それは、身体の発育への影響を考慮し、さらに満 20 歳は、自己責任が取れる立場、措置に代理人が必要ないことなどによります。発育と社会性の両面から日本では 20 歳からが飲酒可能な年齢として決められました。

令和 7 年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 沖縄県石垣市

## 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書

石垣市商工会  
会長 大濱 達也 殿

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、下記各項のいずれかに反したと認められることが半明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが半明した場合は、直ちに貴会会員を脱会されても一切異議を申し立てず、賠償ないし保障を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切私の責任といたします。また、下記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴会が専門機関（警察・沖縄県暴力追放県民会議）に照会することについて同意します。

### 記

- 1 私は、私及び私が役職を務める先が、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
  - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であつて暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
  - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
  - (7) 特殊技能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
  - (8) その他前各号に準ずる者及び団体（以下、本項各号に該当する者を「反社会的勢力」という。）
- 2 私は、私及び私が役職を務める先が、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
  - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
  - (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
  - (3) 反社会的勢力等を役職員や顧問としたり、反社会的勢力等に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力等を利用していると認められる関係
  - (4) 反社会的勢力等に対して資金等の提供をし、又は便宜を供与するなどの関係
  - (5) 役職員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係
- 3 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、または貴会の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為